

## Ⅰ 弁護士による無料法律・人権相談のご案内

- 1 日 時 毎週、月・水・金曜日（年末年始、祝休日を除く）の午前10時から午後4時まで  
2 場 所 すみだ区民相談室（墨田区役所1階）  
3 対象者 ご利用できる方は、墨田区在住・在勤・在学の方です。  
4 方 法 面談により行います。電話での相談は、行っておりません。  
5 申 込

- (1) 相談日の1週間前（土曜・日曜・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）にあたる場合は翌日以降直近の開庁日）から電話で予約を受けます。ただし、定員（9人）になり次第締め切らせていただきます。なお、急な用事で、おいでになれないとき、又は予約時間に遅れそうなときは必ず事前にすみだ区民相談室まで連絡願います。予約時間を10分過ぎてもらっしやらない場合は、キャンセルとさせていただきます。  
(2) 予約の際、相談の概要をお聞きます。内容によっては他の適切な相談機関をご紹介します。  
(3) 相談は年度内3回までとします。（4回目以降は確認・連絡のうえ取り消しさせていただきます。）  
(4) 弁護士の指名はお受けしておりません。

### 6 相 談

- (1) 担当弁護士が、法律的な知識を必要とする諸問題について相談に応じますが、あくまでも助言・指導です。次のような対応はいたしかねます。  
ア 事件の相手側との交渉等直接事件への関与  
イ 訴状、答弁書、準備書面等裁判・調停に係わる書類の作成や適否の確認  
ウ すでに弁護士に依頼している案件についての相談  
(2) 相談時間は30分以内です。時間内に終わるように、相談内容を要領よくまとめておいてください。  
(3) 資料（契約書、相手方の文書等）がある場合は、お持ちいただくと相談が効率的にできます。  
(4) 弁護士相談はこの場だけのものです。後日、直接担当弁護士に電話等で再度相談することはできません。  
(5) 事件の受任、弁護士の斡旋・紹介はいたしません。

## Ⅱ 税理士による無料税務相談のご案内

- 1 日 時 毎月、第2・第4木曜日（3月は第2、年末年始、祝休日を除く）の午後1時から午後4時まで  
2 場 所 すみだ区民相談室（墨田区役所1階）  
3 対象者 ご利用できる方は、墨田区在住・在勤・在学の方です。  
4 方 法 面談により行います。電話での相談は、行っておりません。  
5 申 込

- (1) 相談月の前月1日（土曜・日曜・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）にあたる場合は翌日以降直近の開庁日）から電話で予約を受けます。ただし、定員（5人）になり次第締め切らせていただきます。なお、急な用事で、おいでになれないとき、又は予約時間に遅れそうなときは必ず事前にすみだ区民相談室まで連絡願います。予約時間を10分過ぎてもらっしやらない場合は、キャンセルとさせていただきます。  
(2) 同一案件の相談は1回限りとします。また、同月の予約は1枠限りとします。

### 6 相 談

- (1) 相談時間は30分以内です。時間内に終わるように、相談内容を要領よくまとめておいてください。

## Ⅲ 司法書士による無料法律（登記等）相談のご案内

- 1 日 時 毎週木曜日（年末年始、祝休日を除く）の午後2時から午後4時まで  
2 場 所 すみだ区民相談室（墨田区役所1階）  
3 対象者 ご利用できる方は、墨田区在住・在勤・在学の方です。  
4 方 法 面談により行います。電話での相談は、行っておりません。  
5 申 込

- (1) 相談日の2週間前（土曜・日曜・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）にあたる場合は翌日以降直近の開庁日）から電話で予約を受けます。ただし、定員（8人）になり次第締め切らせていただきます。なお、急な用事で、おいでになれないとき、又は予約時間に遅れそうなときは必ず事前にすみだ区民相談室まで連絡願います。予約時間を10分過ぎてもらっしやらない場合は、キャンセルとさせていただきます。

### 6 相 談

- (1) 相談時間は30分以内です。時間内に終わるように、相談内容を要領よくまとめておいてください。